

2018（平成 30）年 10-12 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値） における推計方法の変更等について

平成 31 年 1 月 31 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 「家計統計」の変動調整値改定に伴う対応

「家計統計」（総務省）においては、2018 年 3 月に公表された 2018 年 1 月分より家計簿改正が行われ、調査方法の変更の影響による変動を調整した変動調整値が集計結果に併せて公表されている。

これを受けて、「家計統計」を使用している国内家計最終消費支出の需要側推計値の品目について、2018 年 1-3 月期は上記の変動調整値を用いて品目ごとに調査方法の変更の影響を調整した前期比を推計に用いているため、今後予定される「家計統計」における変動調整値の遡及改定を推計に反映させることとする。

2. 雇用者報酬の遡及推計

季節調整系列の計算に必要であることから、2004 年～2015 年の雇用者報酬について、以下のとおり遡及推計を行うこととする^{1, 2, 3}。

- 2015 年：「毎月勤労統計」（厚生労働省）の再集計値を用い、年次推計と同様の方法により再推計を実施。
- 2012 年～2014 年：「毎月勤労統計」の現金給与総額における再集計値と既公表値の差分から雇用者報酬における東京都復元分の影響を産業別に推計し、これを雇用者報酬の既公表値に加算する方法により推計。
- 2004 年～2011 年：現状再集計値が得られていない当該期間については、上記の 2012 年における雇用者報酬の推計過程で得られる産業別の改定率を既存の推計値に乗じる暫定的な方法により推計。

¹ 「毎月勤労統計」において、抽出調査の場合に行う必要がある統計的処理を行っていない期間が 2004 年以降となっている。

² 雇用者報酬の再推計に伴う家計貯蓄率等の計数の改定は可能な限り早期に行う。

³ 平成 31 年 1 月 30 日第 131 回統計委員会における内閣府説明資料を参照（http://www.soumu.go.jp/main_content/000597502.pdf）。